特別準会員規則

公益社団法人　愛知建築士会

第１条　本会の学生を対象とする事業の運営に関する事項は、定款に定めるもののほか、この規則の定めによる。

２　定款第５条の定めにより、学生を対象に、定款第７条第１項第２号、第３号、第４号、第７号、第８号及び第２項第１号、第２号に定める事業を行う。

第２条　この規則による会員は、特別準会員（以下「会員」という。）と称する。

第３条　この規則の会員となる学生は、高校、専門学校、短期大学、大学、大学院等に在学中の学生で、建築に係わる学科（「二級建築士の受験資格を有する学科」をいう。）を専攻している学生、又は建築に興味のある学生であって、愛知建築士会の SNS（Twitter・Instagram 等）のうち、いずれかをフォローしている者とする。

第４条　入退会及び会員が休学等となった場合の手続及び取扱いについては別に定める。

第５条　会員の会費等は次のとおりとする。

⑴　入会金は、無料とする。

⑵　会費は、無料とする。

第６条　会員には、メールマガジンを配信する。

第７条　会員には、会員番号を発行する。

第８条　会員は、各支部には所属せず本会に所属する。

第９条　会員は、本会の行う事業及び各支部が行う事業に参加することができる。この事業は、メールマガジンに掲載することにより広報する。なお、事業に参加する場合の経費の負担等は、それぞれの事業の定めによる。

第 10 条　会員は、会誌「愛知の建築」に投稿することができる。

第 11 条　会員が本会の行う講演会、講習会、見学会、その他これに準ずる事業に参加し、又は図書を購入する場合については、定款に定める会員と同等の会員とみなし、優遇措置を講ずる。

第 12 条　会員が定款に定める会員になる場合において、定款細則に定める入会金についての優遇措置については理事会の承認により講ずることができることとする。

第 13 条　この規則による会員には、建築士会が定める定款、定款細則及びその他の規則は適用しない。

第 14 条　この規則の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第 15 条　この規則の設定、変更及び廃止は理事会の決議により行い、総会の議決を要する事項については総会の承認を得るものとする。

第 16 条　この規則の会員が学生でなくなった場合、当該会員は速やかに、正会員、準会員または一般会員への資格変更の手続きを取るものとする。遅滞なく会員種別の変更手続きをした場合、入会金は改めて発生しない。

附則

（施行期日）この規則は、理事会において議決された日より施行する。

平成 23 年 12 月 9 日　理事会制定

令和 5 年 6 月 15 日　理事会改正